

## 研究倫理リーフレット



## 【責任体制】

- 最高管理責任者：学長
- 統括管理責任者：副学長(石竹達也)
- 統括管理副責任者：副学長(荒井功)
- コンプライアンス推進責任者：学部長、研究科長等
- コンプライアンス推進副責任者：学部教員等

## 研究活動に係る不正根絶の徹底について

研究活動における不正行為は、社会からの信用を失墜させるだけではなく、教職員や在学生、保護者、卒業生など、多くの関係者を裏切る行為になります。

研究活動における不正の未然防止に向けて、責任体系の明確化やモニタリング体制強化の取り組み、研究費の適正な管理と運営を徹底しています。

本学は引き続き、不正を「しない」、「させない」、「許さない（見逃さない）」を基本方針とし、組織的な取組みを強化していきます。

一人一人が適正な研究を行うためにも、同リーフレットや関連規程、取扱いマニュアル等を十分理解してください。

最高管理責任者（学長） 内村 直尚

## 久留米大学研究者の行動規範

## 1. 研究者の責任

専門知識や技術の質を担保し、人類の健康と、福祉、社会の安全、地球環境の持続性に貢献する責任を有する。

## 2. 公正な研究

研究活動は社会からの信頼と負託を前提としていることを自覚し、研究・調査等のデータの厳正な取扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用等の不正行為を行ってはならず、また加担及び黙認しない。

## 3. 社会とのつながり

市民との対話や交流を通じて社会課題の解決に貢献し、政策立案者に科学的助言を提供する。

## 4. 法令の遵守

研究実施や研究費使用において法令、規則、助成条件、学内規程を遵守する。

## 5. 利益相反

自らの研究、審査、評価、判断、科学的助言などにおいて、個人と組織、あるいは異なる組織間の利益の衝突に十分に注意を払い、公共的に配慮しつつ適切に対応する。

## 申立等窓口

▶ 内部監査室 TEL :0942-31-7837  
(内線:2046)

大学本館3階  
Email : [naibukansa@kurume-u.ac.jp](mailto:naibukansa@kurume-u.ac.jp)

## 不正に関する学内外からの申立・調査・報告

申し立てをした者は「久留米大学における研究活動に係る不正行為の防止に関する規程」に基づき、不利益な取扱いを受けることがないよう定め、守られています。

「研究活動の不正行為に関する申立てについて」  
<https://www.kurume-u.ac.jp/uploaded/attachment/add/1.pdf>

## 相談・問い合わせ窓口

▶ 産学官連携推進室  
教育2号館1階 TEL :0942-31-7917  
Email : [sangaku@kurume-u.ac.jp](mailto:sangaku@kurume-u.ac.jp)  
→ 研究費（文科省・厚労省）、AMED等  
(会計、出張、人事等を含む。)

▶ 各部門の担当庶務・会計係  
→ 上記以外の研究費

## コンプライアンス研修の受講（必須）

研究者等に求められる倫理規範を修得するため「研究倫理教育」及び「コンプライアンス教育」を実施しています。研究者等は必ず受講することが必要です。

## 学内関連規程

- 久留米大学における学術研究活動に係る行動規範
- 久留米大学における研究活動に係る不正行為の防止に関する規程

【研究不正防止ホームページ】  
[URL : https://www.kurume-u.ac.jp/joint/ethics/](https://www.kurume-u.ac.jp/joint/ethics/)

## 研究活動上の不正行為

次に掲げる研究活動上の行為は、文部科学省の「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」の中で「**特定不正行為**」と位置付けられています。

### 捏~~X~~造

存在しないデータ、研究結果等を作成すること。

【事例】

薬の効果があるように、存在しない良好なデータを作成して論文を発表した。

### 改~~X~~ざん

根拠なくデータや結果を修正・削除すること。

【事例】

同じ画像を使いまわしたり、画像を加工して違う結果のように見せた。

### 盗~~X~~用

他人の成果を出典なしで使うこと。

【本学において発生しました】

懲戒処分・当該論文の撤回を勧告。

その他、不適切なオーサーシップや支払いに係る書類提出の遅れなどは不正行為になりうる場合があります。

## 不適切なオーサーシップ

研究論文の著者リストに、著者としての資格がない者を記載すること。又は著者としての資格がある者を除外する行為。

## 支払いに係る書類提出の遅れ

アルバイト謝金は労働基準法に基づき、毎月1回以上の支払いが必要です。翌月8日までの受付・翌月支払いを徹底し、請求漏れや精算忘れによる年度をまたぐ支出が発生しないよう、研究者は責任を持って管理してください。

## 研究活動上の不正行為

### カラ謝金



実体の伴わない作業の謝金を大学に支払わせること。

【事例】

働いていない人に謝金を支払ったことにして、研究者がそのお金を受け取っていた。



### カラ出張

実体の伴わない出張の旅費を大学に支払わせること。

【本学において発生しました】

当該研究者と監査時にヒアリングを行い、出張先・相手先への事実確認を実施。



### 目的外使用

使用ルールに定められた用途以外に使用すること。

【本学において発生しました】

不正使用に直接関与していない研究代表者及び研究分担者も善管注意義務に違反したため、懲戒処分及び厳重注意処分。



### 預け金

架空の取引で大学から支出させ、業者に預け金として保管させて別の物品を購入すること。

【本学において発生しました】

直接関与した教員は懲戒処分・研究費の返還・競争的研究費への応募資格停止。



研究活動上の不正行為は、大学の信用、ひいては学術研究全体の信頼を損ねることにつながりかねません。

## 罰 則

### ▶不正行為に関与した者

文部科学省「競争的研究費の適正な執行に関する指針（別表2）」より抜粋

研究当初から不正行為を行うことを意図していた場合など特に悪質な者	10年
不正行為があった研究に係る論文等の著者	2~7年
不正行為に関与していないものの、不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者	1~3年

### ▶当該資金の返還について

不正行為が認められた研究課題は、必要に応じて、当該研究費の全部又は一部の返還を文科省等配分機関から求められることがあります。

### ▶不正事案の公表について

研究費の不正を行ったと認定された場合は、不正行為を行った研究者氏名を含む不正の概要等を公表する場合があります。

### ▶学内での取り扱い

学内規程に基づき、**懲戒処分**や**研究の停止等の処分**の他、**刑事告発**や**民事訴訟等**の法的措置を受けることがあります。



### ✓研究不正がおきないために

#### 1. 日々の研究記録を正確に残しましょう

実験や調査の内容、結果、使用データは、後から説明できるように詳細に記録し、定期的に見直す習慣を持ちましょう。

#### 2. 不明な点は早めに相談しましょう

手続きや研究費の使い方に迷ったときは、自分の判断で進めず、事務担当課に相談してください。